

# 最低賃金31円上げ961円

## 全国平均物価高で過去最大幅

中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）の小委員会は1日、2022年度の最低賃金の目

安を全国平均で時給961円にすると決めた。前年度比の上げ幅は31円と過去最大で、伸び率は3・3%になった。足元で進む物価上昇などを反映し大きな伸び率となる。企業は賃上げに必要な利

益をあげるために、生産性の向上を迫られる。（関連記事2面に）

現在の全国平均は930円。各都道府県の審議会が目安額を基に実額を決める。改定額は10月ごろに適用される。政府は「できる限り早期に全国加重平均1000円以上」の目標を掲げる。

府県にあたるAの地域は31円。京都府や広島県など11府県のBは31円、北海道など14道県のCは30円、福島県や沖縄県など16県のDは30円となった。

最低賃金は近年、新型コロナウイルスの影響があった20年度を除くと、3%を超える引き上げが続いている。21年は改定後に最低賃金を下回る労働者の割合（影響率）が16・2%と、12年比で約11%上がった。非正規労働者を中心に、引き上げの影響は大きい。

為替相場が円安で推移していることもあり、日本の最低賃金は他の先進国と比べると見劣りする。ドイツは22年7月に10・45円（約1400円）へと従来比6・4%上げ、10月にはさらに12%へと14・8%上げる。フランスでも22年5月から10・85円に上がった。

物価高に応じた賃上げを進めるにはデジタル技術の活用などで製品やサービスの付加価値を上げ、生産性を改善し収益力を高める必要がある。